



2019年5月9日

各 位

会社名 オルガノ株式会社
代表者名 代表取締役社長
鯉江 泰行
(コード番号 6368 東証第一部)
問合せ先 経営統括本部 経営企画部長
須田 信良
(TEL. 03-5635-5111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月9日開催の取締役会において、2019年6月27日開催予定の第74回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 株主総会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第15条（招集権者及び議長）に定める株主総会の議長を取締役会長からあらかじめ取締役会において定めた取締役に変更するものであります。
- (2) 取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第24条（取締役会の招集権者及び議長）に定める取締役会の招集権者及び議長を取締役社長からあらかじめ取締役会において定めた取締役に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集する。<u>株主総会の議長は、取締役会長がこれに任じ、取締役会長が欠員のとき又は取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに当たる。</u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> | <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、<u>他の取締役が株主総会を招集する。</u></p> <p><u>2 株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が当たる。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月27日(木)
定款変更の効力発生日 2019年6月27日(木)

以 上